

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和4年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課決定とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、地方税法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①個人住民税の普通徴収・特別徴収の賦課決定 ②納税義務者への税額等の通知 ③賦課情報に基づく証明書の発行
③システムの名称	市・県民税課税システム等(MISALIO)、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(e-TAX)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、市・県民税課税システム等(税務LAN)
2. 特定個人情報ファイル名	
市民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.6.7.10.12.13.19.20.21.22.23.25.28.31.34.35.36.37.38.40.43.44.47.49.50.51.54.55.58.59条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市財務部市民税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)8594

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-5-② 所属長	市民税課長 石黒 貴博	市民税課長	事後	
令和1年6月1日	II-1 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	平成27年8月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	平成27年8月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	記載なし ※様式変更による	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3 目的を超えた紐づけ、事務に 必要のない情報の紐づけが 行われるリスクへの対策は十 分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3 権限のない者によって不正に 使用されるリスクへの対策は 十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-4 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-5 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8 監査実施の有無	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-9 従業員に対する教育・啓発	記載なし ※様式変更による	十分である	事後	
令和2年10月23日	II-1 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年10月23日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和元年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和4年1月25日	I-1-③ システムの名称	市民税課税システム、審査システム(eLTAX)、 国税連携システム(e-TAX)、番号連携サーバー (団体内統合宛名システム)、中間サーバー	市・県民税課税システム等(MISALIO)、審査シ ステム(eLTAX)、国税連携システム(e-TAX)、 番号連携サーバー(団体内統合宛名システ ム)、中間サーバー、市・県民税課税システム等 (税務LAN)	事後	
令和4年1月25日	II-1 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和2年5月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和4年1月25日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和4年9月20日	II-1 評価対象の事務の対象人数 は何人か(いつ時点の計数 か)	令和3年8月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	
令和4年9月20日	II-2 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か(いつ時点 の計数か)	令和3年8月1日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	